

日野鳥発第 16 号

平成 25 年 5 月 15 日

株式会社 新エネルギー技術研究所
代表取締役 盛高 裕生 様

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 佐藤 仁志

「(仮称) 浜中風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する意見書

この度、貴社が作成された「(仮称) 浜中風力発電事業に係る環境影響評価方法書」について、次のとおり意見を提出します。

記

温室効果ガスの排出などの環境問題や原子力発電所の停止問題に対し、化石燃料および原子力から再生可能エネルギーへと発電に利用するエネルギーを転換していく必要性については公益財団法人日本野鳥の会も十分に理解し、賛同するところです。しかし、風力発電施設の建設は「大規模な人工構造物を建設する」ことに変わりなく、建設場所によっては自然環境や生物の生存に対し、多大な影響を及ぼす可能性があります。よって、事業を進めるにあたっては、対象事業実施区域周辺の環境への影響を十分に予測し、その結果によっては影響の回避、低減などの対策を講じること、さらには、必要に応じて対象事業実施区域の位置の見直しを行うことを求めます。

1. 【全体的事項】について

(1) 対象事業計画区域で生息が推測される希少鳥類について

平成 24 年 5 月から平成 25 年 4 月にかけて、公益財団法人日本野鳥の会(以下、当会)が、対象事業実施区域(以下、計画区域と言う)の東に位置する太平洋沿岸に広がる根室市別当賀および初田牛地区において、鳥類の観察を行った結果、12 種の希少種を含む 96 種の鳥類を確認した。今回の計画区域およびその周辺は、上記の地区に近く、同様の環境にあることから、前述の調査で確認された下記の希少鳥類が生息していると推測する。

●オジロワシ

- ・ 種の保存法 国内希少野生動植物種
- ・ 文化財保護法 天然記念物指定種
- ・ 環境省 レッドリスト 絶滅危惧Ⅱ類
- ・ 北海道 RDB 絶滅危惧種

●オオワシ

- ・ 種の保存法 国内希少野生動植物
- ・ 文化財保護法 天然記念物指定種
- ・ 環境省 レッドリスト 絶滅危惧Ⅱ類
- ・ 北海道 RDB 絶滅危惧種

●タンチョウ

- ・ 種の保存法 国内希少野生動物種
- ・ 文化財保護法 特別天然記念物指定種
- ・ 環境省 レッドリスト 絶滅危惧種Ⅱ類
- ・ 北海道 RDB 絶滅危惧種

●オオジシギ

- ・ 環境省 レッドリスト 準絶滅危惧種
- ・ 北海道 RDB 希少種

また、計画区域の南西約8 kmには、25種（浜中町全体では64種）の希少種を含む283種の鳥類が確認されているラムサール条約湿地「霧多布湿原」があり、北東約16 kmには、57種の希少種を含む339種の鳥類が確認されているラムサール条約湿地「風蓮湖・春国岱」がある。計画区域は、これらのラムサール条約湿地の間に位置することから、下記の希少鳥類を含む多くの野鳥が渡りルートとして利用すると考えられるので、配慮が必要である。

●オオジシギ

- ・ 環境省 レッドリスト 準絶滅危惧種
- ・ 北海道 RDB 希少種

●コクガン

- ・ 文化財保護法 天然記念物指定種
- ・ 環境省 レッドリスト 絶滅危惧Ⅱ類

●ヒシクイ（亜種ヒシクイ）

- ・ 文化財保護法 天然記念物指定種
- ・ 環境省 レッドリスト 絶滅危惧Ⅱ類

これらの種は、それぞれ種の保存法の国内希少野生動植物種および文化財保護法による天然記念物に指定され、また、日本国内および北海道において絶滅が危惧される種とされて

いることから（北海道 2001、環境省 2012）、一般鳥類のみならず、特に希少鳥類および渡り性水鳥であるガンカモ類、シギ・チドリ類、ツル類を対象として風力発電施設の建設が与える影響を厳密に評価、予測するための調査計画が必要である。

参考資料：

- ・文化財保護法（法律 第 214 号）
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（法律第 75 号）
- ・環境省. 2012. 改訂・日本の絶滅のおそれのある野生動物—レッドリスト—鳥類. 東京
http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=20551&hou_id=15619
- ・北海道. 2001. 北海道の希少野生動物 北海道レッドデータブック 2001. 北海道
- ・特定非営利活動法人霧多布湿原トラスト. 2003・2003 年霧多布湿原生きものリスト.
北海道

(2) 【計画区域の選定】について

このような希少鳥類の生息地に巨大な風車群が建設されると、鳥の繁殖や移動の妨げになり、天然記念物や絶滅危惧種がバードストライクに遭う可能性が非常に高くなると考える。

そのことから、本事業は、これまでにバードストライク事故に遭った実績のあるオジロワシ、オオワシ、オオジシギなど希少鳥類の生息に大きな影響を及ぼす可能性が非常に高く、調査の途中であっても、風力発電施設の建設には不適切な場所である可能性が生じた時点で直ちに、事業の撤退および計画規模や風車の配置の変更などを通して、計画区域の見直しを行うべきである。

2. 方法書の内容、特に鳥類調査に対する意見について

【7.2.2 共用時】について（頁 2-2-10）

方法書では、共用時の交通車両として、月 2 回程度の保守・運転監視および、年 4 回程度の定期点検時の車両の交通と記載されている。根室から釧路へと続く太平洋沿岸は、オジロワシをはじめとする希少鳥類の重要な生息地であり、風力発電施設が建設された場合には衝突する可能性のある地域である。共用開始後の運用においては、衝突等の鳥類への影響の有無を把握し、衝突死などの影響がみられた場合には直ちに運転を中止するなど、適切な対策を取る必要がある。しかし、鳥類が衝突した場合、その死体を動物が持ち去ってしまうこともあるので、月 2 回程度の保守・運転監視のみでは、希少種に対する影響の把握には不十分であり、衝突した個体の有無を確認するための調査が別途、必要である。動物による持ち去り率や衝突率を調査する方法については、当会が発行した野鳥保護資料集第 26 集を参照し、必要な計画を策定すべきである。

【7.3.2 環境保全対策 ④生態系保護対策】について（頁 2-2-13）

方法書では、工事予定地周辺において猛禽類の営巣木等を確認した場合、繁殖の有無により騒音を発する恐れのある工事を避けると共に、巣付近への工事関係者の立ち入り等を禁止するとある。オジロワシやオオタカなどの猛禽類は、同じ巣を繰り返し利用することから、工事による営巣木の伐採や繁殖阻害だけでなく、風力発電施設が建設された場合は衝突による死亡も懸念され、複数年継続して衝突した場合には、繁殖個体の供給が中断するために、将来的に個体群の存続に影響を及ぼす可能性があり、繁殖地を喪失させる危険性が高い。方法書における対策では、調査時に営巣木を確認した場合の対応として、計画区域での建設を見直すことを記載する必要がある。

【7. 動物 表 4-2-7-1（2）調査の基本的な手法】について（頁 4-2-14）

（1）哺乳類について

方法書における哺乳類の生息状況では、コウモリ類が生息する可能性があると記載されている。コウモリ類は夜間に上空を飛翔するため、風力発電施設が建設された場合に衝突する恐れがあり、コウモリ類の生息状況を把握するため、夜間も調査を実施する必要がある。

（2）鳥類について

・ラインセンサス法

方法書における鳥類の調査方法として、ラインセンサス法が挙げられており、計画区域内および南側の道道上に5コースを設けている。計画区域周辺には、針葉樹林、広葉樹林、草原、河川、池沼、海など様々な環境が存在し、鳥類の生息状況を把握するためには、現存する環境要素をできるだけコースに含める必要がある。提示しているコースの多くは森林と草原であり、その中を流れる小河川や池沼については、一部を横断するのみで、これら湿地環境に生息する鳥類を把握するためには不十分である。また、計画区域の辺縁部に風力発電施設の建設が計画されており、周辺から飛来する鳥類も想定されることから、計画区域周辺を含めたすべての環境を網羅できるよう、調査コースの見直しや方法の検討を行うべきである。なお、各調査期において確認種数が飽和するよう、1回の調査につき4回のセンサスを実施すること。

春季、繁殖期、秋季、越冬期に4回実施するとあるが、春の渡り時期、繁殖期、秋の渡り時期、越冬期などと具体的に表現し、1季あたりに実施する調査回数によって調査精度は影響を受けるので、調査頻度や実施時期などについて具体的に記載すべきである。なお、オジロワシが調査対象となる場合は、つがい形成期、造巣期、産卵期、抱卵期、孵化期、育雛期など、オジロワシの繁殖生態に合わせて調査時期を設定すること。

・定点観察法

オジロワシ等の猛禽類や上空を飛翔するオオジシギなどは実際にバードストライクに遭っており、計画区域においても風力発電施設に衝突する可能性が高い。そのため、計画区域上空における鳥類の飛翔頻度を確認する必要があるが、現状の定点観察調査地点では視認性や距離の面から不十分である。

また、大型の猛禽類などは、河川に沿って海岸と内陸の間を飛翔するほか、河川間を往来することもあることから、計画区域だけでなく隣接する各小河川や周辺池沼を展望できる地点など全ての環境条件を網羅した場所を選定すべきである。なお、調査の時間帯は、鳥類の活動する日の出から日没までとし、バードストライクの発生確率が高いとされる霧の発生する日や風雪など荒天時も網羅して実施する必要がある。

さらに、計画区域は、秋季と春季のガンカモ類をはじめとする多くの渡り鳥のルートになっている可能性もあることから、渡りの季節（春季は3月中旬～5月、秋季は8月中旬～11月中旬）における飛翔経路調査も実施する必要がある。鳥類の渡り時期の移動経路に関する調査については、計画区域および周辺の地形、植生、社会的状況が許す範囲で、昼夜間のレーダー調査を実施すること。

繁殖期、越冬期は毎月3日実施とあるが、それぞれ何月に実施するかを具体的に書くべきである。また、調査方法を検討する際には「猛禽類保護の進め方（環境省）」を参照する必要がある。

・希少鳥類の調査について

計画区域内において、当会では希少種であるタンチョウの生息を確認しており、小型の希少種であるオオジシギも生息していることから、猛禽類以外の希少鳥類に対する調査方法を明らかにし、適切な調査（営巣地・繁殖行動域・冬ねぐら・エサ資源調査等）を実施すべきである。

・空間飛翔調査について

一般鳥類については空間飛翔調査を行い、計画区域における鳥類の空間的な利用状況を把握すること。また、空間飛翔調査では飛行高度の計測を行い、飛翔高度を正確に把握するために、高度を測定することができるレーザー距離計を用いること。さらに、ビデオカメラによる画像撮影やその他の機器を用いるなどして、飛翔の速度や方向、距離や飛翔範囲などについても調べること。

【7. 動物 表4-2-7-1（6）予測の基本的な手法】について（頁4-2-14）

生息地の消失・縮小する区間及びその程度を把握し、重要な種等の生息に及ぼす影響を予測するとあるが、生息地の消失や縮小による影響（例えば、個体数の減少や生存率の低下など）以外に、風車のブレードへの衝突による影響も評価する必要がある。とくに、オ

ジロワシやオオワシなどはこれまでに衝突事例もあることから、風車への衝突確率及び衝突による減少が種や個体群の存続にどの程度の影響を与えるか評価すべきである。

なお、鳥類の衝突の可能性に関しては、環境省による手引きに掲載されているものだけでなく、専門家に意見聴取するなどして最新の予測モデルを用い、衝突確率について評価を行うこと。

【7. 動物 表4-2-7-1（9）評価の手法】について（頁4-2-14）

希少種の分布または生息環境の改変の程度を予測する方法が、方法書には詳細に記載されていない。どのような手法を用いて予測を行うのか、具体的に記載すべきである。また、その際に引用した文献などについても記載すべきである。

そしてまた、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により保全についての配慮が適正になされているかを評価するとあるが、「回避」とは影響を避けるために建設を中止するか計画区域を変更することであり、実行可能な範囲での「回避」とは「低減」のことに他ならない。誤解を招く使用は避けるべきである。さらに、鳥類をはじめ野生生物の生息に著しい影響が予測される場合、最善の保全対策として「回避（建設を中止すること）」を行うことも明記すべきである。

【10. 景観 表4-2-10-1（3）調査地域】について（頁4-2-19）

計画区域に風力発電施設ができた場合、浜中町だけでなく、根室市からも風力発電施設が視認できるようになる。同じ海岸線上には、当会の渡邊野鳥保護区フレシマが設置されており、根室市民だけではなく、全国から人が訪れる当会のシンボルであるが、風力発電施設の設置が野鳥保護区の景観に影響することが考えられる。そのため、野鳥保護区をはじめとする根室市側からの眺望も調査対象とし、計画区域周辺の住民、地権者、浜中町民だけでなく、風力発電施設が視界に入る近隣の根室市民、付近で活動している諸団体等に広く、景観が変化することへの意見をヒアリングすべきである。

3. その他

本方法書の確定にあたっては、公開を前提として、有識者からの意見聴取を行うこと。

また、環境調査中においても、随時、調査が適切に行われているか等を検討し、風力発電と野鳥との共存が図られるよう、複数の有識者からなる公開を前提とした委員会を設置し、必要な検討や提言を受けること。

以上